

被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法18、26）

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

資産の種類	1	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産
(耐用年数通達付表10の番号)	2	()	()	()	()
対象資産の種類等	3				
対象資産の構造又は名称	3				
取得等年月日	4	平・	平・	平・	平・
取得等の後、最初に 事業の用に供した年月日	5	平・	平・	平・	平・
東日本大震災に起因して 事業の用に供することが できなくなった資産の用途	6	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)
被災代替資産の用途	7	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)
取得価額	8	円	円	円	円
同上のうち対象となる 部分の取得価額	9				
特別償却率	10	$\frac{15、18、30 \text{ 又は } 36}{100}$	$\frac{15、18、30 \text{ 又は } 36}{100}$	$\frac{15、18、30 \text{ 又は } 36}{100}$	$\frac{15、18、30 \text{ 又は } 36}{100}$
特別償却限度額 (9) × (10)	11	円	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
その他参考と なるべき事項	13				

中小企業者又は中小連結法人の判定

発行済株式又は出資の 総数又は総額	14		大規模 法人等 保有 する 細	順位	大規模法人名	株式数又は 出資金の額
常時使用する従業員の数	15	人		1	20	
大規模 法人 保有 株式 割合	第1順位の株式数又は 出資金の額 (20)	16			21	
	保有割合 $\frac{(16)}{(14)}$	17		%	22	
	大規模法人合計の株式数 又は出資金の額 (24)	18			23	
	保有割合 $\frac{(18)}{(14)}$	19	%	計 (20) + (21) + (22) + (23)	24	

特別償却の付表（震四）の記載の仕方

1 この特別償却の付表（震四）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第18条《被災代替資産等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第26条《連結法人の被災代替資産等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、震災特例法第18条又は第26条に規定する被災代替資産等（以下「被災代替資産等」といいます。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、所有権移転外リース取引により取得したものについては、この制度の適用はありませんので、注意してください。

2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

3 震災特例法第18条第1項に規定する中小企業者若しくは農業協同組合等（以下「中小企業者等」といいます。）又は震災特例法第26条第1項に規定する中小連結法人若しくは連結親法人である農業協同組合等（以下「中小連結法人等」といいます。）については、特別償却率が他の法人より高い率となりますので、中小企業者等又は中小連結法人等に該当するかどうかを判定するため、まず「14」から「24」までの各欄を記載します。

4 「資産の種類1」は、その被災代替資産等が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条第1項各号若しくは第23条第1項各号に掲げる減価償却資産（以下「被災代替資産」といいます。）又はそれ以外の資産（以下「被災区域内供用資産」といいます。）のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

5 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表第一の「種類」又は昭和45年5月25日付直法4-25、直審（法）38「耐用年数の適用等に関する取扱通達」付表10（以下「耐用年数通達付表10」といいます。）の「設備の種類」を記載しますが、その適用対象資産が機械及び装置である場合には、耐用年数通達付表10の番号を（ ）内に記載してください。

6 「対象資産の構造又は名称3」には、建物についてはその構造を、それ以外のものについてはその資産の名称を記載します。

7 「東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産の用途6」及び「被災代替資産の用途7」の各欄は、「資産の種類1」の資産が被災代替資産である場合に、次により記載します。

(1) 用途は、次の表を参考に記載します。

資産の種類	用途
建物	「事務所用」、「工場用」など
構築物	「鉄道業用」、「発電用」など
機械及び装置	耐用年数通達付表10の「設備の種類」
船舶	「漁船」、「運送船」など
航空機	「航空運送事業用」、「航空機使用事業用」など
車両及び運搬具	「運送事業用」など

(2) 被災代替資産が建物（その附属設備を含みます。以下同じ。）である場合は、建物全体の床面積を「6」及び「7」の各欄の（ ）内に記載します。

8 「取得価額8」に、被災代替資産等の取得価額を記載した上、「同上のうち対象となる部分の取得価額9」は次により記載します。

(1) 被災代替資産である建物……その床面積が東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった建物の床面積の1.5倍を超える場合には、その取得価額のうちその床面積の1.5倍に相当する部分の金額

(2) 上記(1)以外の被災代替資産等……その取得価額

9 「特別償却率10」の分子は、次の(1)又は(2)のいずれの法人に該当するかの区分に応じ、それぞれ次の数字を○で囲みます。

(1) 中小企業者等又は中小連結法人等

イ 建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「18」

ロ 機械及び装置、船舶、航空機又は車両及び運搬具…「36」

(2) (1)以外の法人

イ 建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「15」

ロ 機械及び装置、船舶、航空機又は車両及び運搬具…「30」

10 「償却・準備金方式の区分12」には、その被災代替資産等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

11 「その他参考となるべき事項13」には、被災区域内供用資産の事業の用に供した区域のほか、その適用対象資産の種類に応じ次により記載するなど、この特別償却の適用に関し参考となるべき事項を記載します。

(1) 適用対象資産が構築物である場合…被災代替資産及び東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産の規模を記載します。

(2) 適用対象資産が船舶である場合…被災代替資産が船舶法第5条第1項に規定する船舶原簿に登録されているもの、小型船舶の登録等に関する法律第3条に規定する原簿に登録されているもの、漁船法第10条第1項に規定する漁船原簿に登録されているもの又は建設機械抵当法施行令別表に掲げる船舶のうちいずれに該当するかについて記載します。

(3) 適用対象資産が航空機である場合…被災代替資産が航空法第3条に規定する航空機登録原簿に登録されている航空機に該当する旨を記載します。

(4) 適用対象資産が車両及び運搬具である場合…被災代替資産が道路運送車両法第4条に規定する自動車登録ファイルに登録されているもの、同法第72条第1項に規定する二輪自動車検査ファイルに登録されているもの、同項に規定する軽自動車検査ファイルに登録されているもの、同法第97条の3第1項の規定により車両番号の指定を受けているもの、地方税法第442条第3号に規定する小型特殊自動車若しくは同条第1号に規定する原動機付自転車のうち同法第442条の2第1項の規定の適用を受けるもの又は鉄道事業法第13条第1項に規定する確認（同条第2項に規定する確認を含みます。）を受けたものうちいずれに該当するかについて記載します。

12 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その資産を事業の用に供した日の現況により法人の発行済株式等の状況（その法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。

(1) 「保有割合17」が50%以上となる場合又は「保有割合19」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、震災特例法第18条第1項又は第26条第1項に規定する中小企業者又は中小連結法人に該当しませんので注意してください。

(2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細20～23」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

(3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますから、注意してください。